

平成30年 地方分権改革に関する提案募集への提案項目

番	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	備考
1	中小企業振興	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県知事への移譲	小規模事業者の持続的発展を支援するため商工会等が作成する経営発達支援計画(※)について、地域の実情を踏まえた計画とするため、経済産業大臣の認定権限を都道府県知事へ移譲することを求める。 ※ 小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	経済産業省	地域の実情を踏まえた計画認定	中国地方知事会と共同提案
2	医療・福祉	抗インフルエンザウイルス薬に係る国の備蓄基準の緩和	パンデミックの発生に備えて国及び都道府県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、新薬及び後発医薬品の出現による環境変化を踏まえ、国の備蓄基準を緩和することにより、使用期限の経過による廃棄処分を最小限とすることを求める。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条、新型インフルエンザ等対策政府行動計画	厚生労働省	抗インフルエンザウイルス薬の廃棄処分の削減、行政経費の縮減	中国地方知事会と共同提案
3	医療・福祉	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭も、保育士と同様の役割を十分果たし得ることから、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう、配置基準の緩和を求める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項	厚生労働省	児童養護施設における保育士不足の解消	中国地方知事会と共同提案 (鳥取県が発案)
4	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護における代表者要件の「参酌すべき基準」への見直し	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の要件は、特定の介護施設等において介護に従事した経験等を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了していることとされているが、代表者要件は「参酌すべき基準」とし、自治体の判断で決定できるよう見直しを求める。	指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準第65条、第92条、第173条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条等	厚生労働省	新規事業者の参入や代表者の交代等の事業承継の促進	中国地方知事会と共同提案 (鳥取県が発案)

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	備考
5	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式の簡素化、取り扱いの緩和	指定難病に係る医療費助成の毎年の更新申請時において、臨床調査個人票の提出が必要となっているが、申請者・医療機関・行政の負担軽減となるよう、臨床調査個人票の様式の簡素化や、重症度が重度となり症状の改善が見込めない場合は複数年に1度の提出とするなど取り扱いの緩和を求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項、第9条 同法施行規則第12条第2項第1号、第31条	厚生労働省	申請者・医療機関・行政の負担軽減	中国地方知事会 と共同提案 (島根県が発案)
6	地域づくり	地域来訪者等利便増進活動計画に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限の都道府県知事への移譲	エリアマネジメント団体が地域来訪者等利便増進活動計画(※)を作成するに当たって必要な、市町村が作成する地域再生計画について、地域の実情を踏まえた計画とするため、内閣総理大臣の認定権限を都道府県知事へ移譲することを求める。 ※ エリアマネジメント団体(NPO, 一般社団法人等)が、その地域への来訪者等の利便性を向上させるため作成する計画	地域再生法第5条	内閣府	地域の実情を踏まえた計画認定	

【参考】平成30年 地方分権改革に関する提案募集への提案項目(県内市町)

序号	提案市町	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等
1	広島市	医療・福祉	生活保護の決定・実施等の事務手続におけるマイナンバーによる情報連携の拡大	生活保護の決定・実施の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に係る情報は入手できず、休業補償給付受給者による生活保護の不正受給が発生している。このため、同休業補償給付等の支給に係る情報のマイナンバーによる情報連携の実現を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26等	内閣府、総務省、厚生労働省	生活保護の決定・実施事務の効率化及び適正化
2	広島市	その他	情報公開・個人情報保護事務に係る審査請求における審査庁による審理手続の廃止	地方公共団体における情報公開・個人情報保護事務の開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、国と異なり情報公開・個人情報保護審査会への諮問までに、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経る必要があり、国と比べて時間がかかっている。このため、情報公開・個人情報保護事務に係る審査請求については、審査庁による審理手続の廃止を求める。	行政不服審査法第9条、第31条等	総務省	地方公共団体における情報公開・個人情報保護事務に係る審査請求事務の迅速化
3	広島市	その他	税務関係職員も国勢調査の調査員として従事できるよう要件緩和	国勢調査に従事する調査員のなり手が、登録調査員の高齢化や国勢調査の面接等が難しい世帯の増加により不足しているため、市職員を調査員に従事させているところ、選考要件が「税務・警察に直接関係のない者」と規定されおり、市税務関係職員を調査員として従事させることができず、調査員確保に苦慮している。このため、税務関係職員も国勢調査の調査員として従事できるよう要件の緩和を求める。	平成27年国勢調査市町村の事務の処理基準 平成27年国勢調査市町村事務要領(その1)	総務省	国勢調査員の安定的な確保及び調査の着実な実施

科	提案市町	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等
4	広島市	その他	選挙における投票管理者及び同職務代理者を「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和	公職選挙法では、選挙当日の投票管理者等は、「当該選挙の選挙権を有する者」と規定されているところ、市長選・市議選においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。そこで、投票管理者等を「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法第37条第2項 公職選挙法施行令第24条第1項	総務省	市議会議員選挙等の実施における投票管理者等の効率的な選任
5	広島市	その他	選挙における投票立会人を「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和	公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と規定されているところ、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。そこで、投票立会人を、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法第38条	総務省	各種選挙の実施における投票立会人の効率的な選任
6	広島市	その他	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを法令で明確化	電子マネーを利用した公金の納付方法について、法令に明確な規定がないところ、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることの明確化を求める。	地方自治法第231条の2	総務省	市税等の決済手段が多様化することによる市民の利便性と収納率の向上